

再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書

冤罪被害者を救済する手段として、再審制度がある。平成２２年の足利事件に始まり、布川事件、東電ＯＬ事件、平成２８年の東住吉事件に至るまで、無期懲役という重罰事件の再審無罪が続いた。また、昭和４１年に発生した一家４人殺人事件で死刑判決を受けた袴田巖さんに対する再審が開始され、今年９月２６日に判決が言い渡されることになっている。

再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から、新規・明白な証拠を提出することが求められるが、証拠は検察の手にあり、それらを開示させる法律はない。平成２８年の刑事訴訟法の改正の附則において「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示」について検討を行うとしているが、制度化はなされていない。

再審開始決定に対する検察による「不服申立て」が認められていることにも課題がある。この制度により再審手続が長期化し、冤罪被害者の権利が長きにわたって侵害される結果となっている。

また、現行の刑事訴訟法の再審の規定は、ほぼ大正時代の旧刑事訴訟法のままであり、再審における手続を整備し、ルールを作ることも必要となっている。

よって、あきる野市議会は、有罪判決を受けてしまった無実の人を迅速に救済するために、次の３点について再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を行うことを求めるものである。

- １ 再審請求手続における証拠開示の制度化を図ること。
- ２ 再審開始決定に対する検察の不服申立てについて見直しを図ること。
- ３ 再審における手続を整備し、ルールを作ること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和６年９月２６日

東京都あきる野市議会
議長 臼井 建

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 法務大臣